

桐生刺繍展

桐生刺繍商工業(協)

桐生刺繍商工業協同組合（村田欽也理事長）は、11月5日と6日の2日間、桐生市・有鄰館において、桐生ファッションウィークの一環として、恒例の刺繍展を開催。各社ブースによる展示の他、伝統工芸士による横振り刺繍の実演等を行った。44回目の今回は、来場者が1,600人を超え、昨年以上の賑わいを見せた。

刺繍原画デザインコンテストには、今年の東京刺繍展の会場となった文化服装学院等からも作品

が寄せられ、40人以上の作品が集まり、うち5作品が入選した。表彰式には桐生市長・亀山豊文氏が臨席し、村田理事長が刺繍で作成した表彰状を入選者に授与した。続けて、5人の伝統工芸士が原画を基に刺繍を施したスカジャンを披露、来場者から大きな拍手が送られた。



スカジャンを披露する入選者

ベトナム・タイ視察

群馬県印刷(工)

群馬県印刷工業組合（吉田吉太郎理事長）は、11月10日から15日までの6日間、設楽印刷機材株式会社とそのユーザー会「印刷友和会」が実施したベトナム及びタイ

の視察に参加した。AKURUHIJV人材開発有限会社の日本語教育センターとサカタインクス株式会社ベトナム工場等を訪問。印刷市場の拡大が続く東南アジアの動向や、技能実習生の状況を把握すると同時に、将来の事業展開も視野に入れたパートナーシップの構築や人材交流も図った。

視察の成果は一般社団法人日本印刷産業工業会等の業界新聞に取り上げられた。



日本語教育センターを訪問

宿泊業の法律知識を学ぶ

草津温泉旅館(協)

草津温泉旅館協同組合（黒岩裕喜男理事長）は、11月16日、「旅館・ホテルの最近の法律相談事例と法

律基礎知識」をテーマに講習会を開催。講師は、五木田・三浦法律事務所弁護士三浦雅生氏。

三浦氏はまず、「約款とは、契約条項を事業者側が定め、利用者が認識していなくても拘束力を持つのが特徴。しかし、消費者契約法では、事業者が有利な条項を無効とする規定等があるため、約款作成時には注意が必要である」と解説。さらに、モデル約款の紹介と最近の法律相談の実例も紹介した。

結びに、「きちんとした約款の制定と施設内への掲示を行い、宿泊客等とのトラブルに備えることが重要。万が一トラブルが発生した際は、それに合わせて約款を見直し、事後対応策を検討していくことが必要となる。また、従業員には接客基本動作を励行し、日々お客様の満足度・信頼度を高めることも重要である」とまとめた。



事例を交えて解説